

報承第5号

西脇市国民健康保険条例及び西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市国民健康保険条例及び西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和2年5月19日

西脇市長 片山象三

（理由）

国内における新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、感染した場合に休暇を取得しやすい環境を整備することを目的として、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に対し傷病手当金を支給するため。

西脇市専決第6号

西脇市国民健康保険条例及び西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市国民健康保険条例及び西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

西脇市長 片山 象三

西脇市国民健康保険条例及び西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 西脇市国民健康保険条例（平成17年西脇市条例第106号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
<p>附則 1～4 (略)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5. <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>6. <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p>7. <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u> <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整）</u></p> <p>8. <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができない被保険者に対しては、これを受けることができず期間中は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受け取ることができず給与等の額が、第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u> <u>（前項に規定する被保険者が、その受け取ることができず期間中は、傷病手当金の全部又は一部につき、その全額を受け取ることができず期間中は、傷病手当金</u></p>	<p>附則 1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>(新設)</p>	<p>の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</p> <p>10 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</p>
-------------	--

(西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市後期高齢者医療に関する条例（平成20年西脇市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
<p>(本市において行う事務) 第2条 (略) (1)～(7) (略) (8) <u>広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> (9) (略)</p>	<p>(本市において行う事務) 第2条 (略) (1)～(7) (略) (8) <u>本市において行う事務</u> (新設) (8) (略)</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の西脇市国民健康保険条例附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものとする。